

平成 21 年第 9 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 21 年 9 月 15 日、午後 2 時 00 分から稲城市役所 6 階 603 会議室において、平成 21 年第 9 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
伊勢川 岩根
中田 中
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	川崎 寿治
指導室長	飯島 英世
学校教育課長	松本 葉子
指導主事	今田 敏弘
学校給食	小川 三男
共同調理場所長	
生涯学習課長	伊藤 徹男
体育課長事務取扱	
教育部長	川崎 寿治
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	長崎 健
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	渡辺麻衣子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告について」
- (4) 日程第 4 第 25 号議案
「稲城市立 i (あい) プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」

委員 長 ただ今から、平成 21 年第 9 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第 1. 本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。

前例に従いまして委員長指名といたしたいと思えます。

御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議録署名委員は、中田委員 にお願いいたします。

次に日程第 2. 「会期の決定」についてをお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日と決しました。

次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第 3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 (行政報告)

学校教育課

1 複合施設ふれんど平尾関係について

指導室

1 担当者会について

2 夏季教員集中研修について

3 その他の研修事業について

4 教育相談所関係について

5 教育センター関係について

6 その他について

学校給食共同調理場

1 第 2 学期給食開始について

2 平成 21 年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会合同研修会について

3 共同調理場見学（第二調理場）について

4 9 月度給食主任会開催について

生涯学習課

1 社会教育委員関係について

- 2 社会教育活動の振興について
- 3 青少年委員関係について
- 4 稲城ふれあいの森関係について
- 5 成人式関係について
- 6 芸術文化活動の振興について
- 7 青少年指導者養成事業関係について
- 8 青少年育成地区委員会関係について
- 9 文化財の保護と普及について
- 10 生涯学習推進事業について
- 11 学校施設コミュニティ開放事業について
- 12 放課後子ども教室支援事業について

体育課

- 1 体育指導委員協議会関係について
- 2 スポーツ教室について
- 3 体力づくり運動推進事業について
- 4 市立公園内運動施設管理運営について
- 5 市民プール運営事業について
- 6 学校等開放について
- 7 その他について

文化センター課

- 1 公民館主催事業の実施状況について
- 2 児童館における事業の実施状況について
- 3 i プラザ整備運営事業について
- 4 利用統計について

図書館

- 1 分館の開館時間延長（試行）について
- 2 第四図書館臨時休館について
- 3 i（あい）プラザ図書館開設準備会について
- 4 講演会「パパだって読み聞かせ—絵本ライブ—」について
- 5 中央図書館行事について
- 6 城山体験学習館について
- 7 その他について
- 8 平成21年8月図書館利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第25号議案「稲城市立i（あい）プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、稲城市立 i（あい）プラザ条例施行規則の様式の変更並びに付帯設備及び備品の追加をするため、本案を提出するものです。
詳細につきましては、文化センター課長より説明いたします。

文化センター課長 それではお手元の議案概要説明書をご覧ください。第 25 号議案、稲城市立 i（あい）プラザ条例施行規則の一部を改正する規則です。

概要といたしましては、i（あい）プラザの使用者の利便性を向上することを目的に、稲城市立 i（あい）プラザ条例施行規則の様式の変更並びに付帯設備及び備品の追加をするための改正であります。改正内容としましては大きく 2 点ございます。

まず、付帯設備・備品について記載してあります表の改正です。第 10 条及び第 13 条関係について別表で定めてございますが、こちらの付帯設備・備品を追加し、それぞれの利用料金を定めるものでございます。

次に、様式の改正です。様式 2 点ございます。1 点目が様式第 3 号 2 の改正です。お手元の資料で新旧対照表がございしますが、「i プラザ施設使用申請書」という申請書です。会議室用とホール用と 2 種類ございます。生涯学習施設エリアの会議室（大中小）、実習室についての申込みを頂くものですが、これまでの様式といたしましては使用日時を三日程書けるような欄でしたが、既に使用の受付をしている中で毎週定例的に活動する団体が多いということで、週 1 回使うというところと一月 4 週ですので 4 枚あるととても使いやすいということで、事業者から提案がありましたので、3 段書きのものを 1 段増やして 4 段書きにしたという内容でございます。2 点目が様式第 6 号より様式第 6 号の 2 の改正です。こちらにつきましてはホールの付帯設備・備品の利用申込書になります。備品につきましては個々に市民の方から個別に要望をあげていただくのではなく、中央文化センターにある備品を参考として、後は事業者の方で必要性の高い物について提案していただき買っております。運営について協議した中で、より利便性が向上するという備品を申請書の中に追加したものです。

以上、大きく 2 点について改正するものでございます。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

稲垣委員。

稲垣委員 付帯設備・備品を利用の申請書ですが、単位が 1 式や 1 台と色々書いてありますね。これでは全体として設備されていることが分からないので、これだけ借りたいけれどどこまであるか分からないということが生じないかと思うのですが、別の一覧表のようなものがあるのでしょうか。

委員 長 文化センター課長。

文化センター課長 ホールの利用につきましては、はじめから利用者に申請書を出していただくのではなく、どのような利用があり、どの程度まで備品を準備するかという事前の打ち合わせを経た上で、申請書を出して頂きます。ですので、特に全体として 100 ありますよ、では 20 貸してください、という全体と自分たちが使いたいものが大観できるようなものは用意してございません。事前の打ち合わせの中で充分お客様のご要望にお答えできるような体制を取りたいと考えております。

委員 長 他に質疑、ご意見はございませんでしょうか。
他に質疑、ご意見がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第 25 号議案「稲城市立 i (あい) プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。
よって、第 25 号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午前 14 時 38 分閉会)

以上のとおり次第を記録し、これを証するため署名する。

稲城市教育委員会委員長

稲城市教育委員会委員
